

「共生社会」の実現のために

ご承知のように、平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）がスタートしました。

《共生社会の実現》

障がいのあるなしにかかわらず、すべての命は同じように大切であり、かけがえないものです。一人ひとりの命の重さは、障がいのあるなしによって、少しも変わることはありません。

このような「当たり前」の価値観を、改めて、社会全体で共有していくことが何よりも大切です。

こうした取り組みの一步一步の積み重ねが、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現へとつながっていきます。

「障害者差別解消法」では、障がいのある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

この法律を進めることで、障がいのある人となない人が実際に接し、関わり合

う機会が増えると思います。こうした機会を通じ、障がいのある人となない人が、お互いに理解し合っていくことが「共生社会」の実現に大きな意味を持ちます。

《合理的配慮》

障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、役所や事業者に対して、障がいのある人から、社会のバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。

《対象となる「障がい者」は？》

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいや高次脳機能障がいのある人も含まれます）、その他の心や体のはたらきに障がい（難病に起因する障がいも含まれます）がある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生

活に相当な制限を受けている人すべてが対象です（障がい児も含まれます）。

（参考…内閣府パンフレット）

※10月18日に行う第6回みんなの人権セミナーでは、「発達障害と共に生き、育児し、気づいたこと」をテーマに、笹森理絵さん（精神保健福祉士）に講演していただきます。

たくさんの方々の参加をお待ちしています。

第6回みんなの人権セミナー

「発達障害と共に生き、育児し、気づいたこと」

～オリジナル画像を使って具体的に～

- ◆日時 10月18日（金）19時～
- ◆場所 人権交流センター
- ◆講師 笹森理絵さん（精神保健福祉士）
- ◆内容 笹森さんは32歳の時に発達障がいと診断されました。3人の子どもの発達障がいがあります。そんな一家の生活を手記に書いて平成17年NHK障害福祉賞優秀賞になりました。
その後、精神保健福祉士の資格を取り、発達障がいがある人が職につけるように、NPO法人で就労の仕事をしています。
- ◆その他 託児、手話通訳・その他配慮を希望される場合は、人権推進室に申し込んでください。
- ◆問い合わせ先 福祉介護課人権推進室
☎0859-54-2286 FAX 0859-54-2413

今年も始まります！

人権・同和問題 小地域懇談会

10月7日（月）～12月20日（金）にかけて、みなさんのお住まいの集落で、人権が尊重された暮らしやすいまちづくりについて懇談会を行います。

皆さまの参加をお待ちしています。